

社会保障審議会介護給付費分科会 提出資料

平成 23 年 10 月 7 日

全国市長会介護保険対策特別委員会

委員長 高松市長 大西 秀人

介護報酬の地域区分の見直し及び介護職員処遇改善交付金の取扱いについて

1 介護報酬の地域区分の見直しについて

今回の見直しにおいては、現行の地域区分（5 区分）を国家公務員の地域手当の地域割り（7 区分）に準拠することが提案されています。

しかしながら、地域区分の見直しによって特に上乘せ割合が変更となる保険者等にとりましては、人材の確保等、制度運営に支障が生じることが予想されますので、国において、当該保険者等について所要の措置を講じるとともに、保険者をはじめ介護関係者に十分な説明を行うなど、この見直しに対する理解を得る必要があると考えます。

また、新たな地域区分については、級地別の介護事業者経営実態調査の結果等も踏まえて検討を行うべきものと考えます。

2 介護職員処遇改善交付金の取扱いについて

地域においては、高齢化の進展に伴い介護ニーズは増大しており、サービス提供を担う介護人材の確保が喫緊の課題となっているのが現状です。

国の政策判断により実施している「介護職員処遇改善交付金」については、被保険者と保険者の負担増を招かないよう、国による継続的な措置を講じることが必要であると考えます。